

費用負担等に関する覚書

国立大学法人山梨大学（以下「大学」という。）と山梨大学教職員組合（以下「組合」という。）は、費用負担等に関し、次のとおり確認する。

1. 光熱水料

組合事務所に関する電気代、水道代、ガス代は大学の負担とする。

ただし、組合はこれらの使用量の節減に努めること。

2. 電話料

(1) 内線電話

基本料、度数料、市外通話料金は組合の負担とする。

(2) 外線専用電話

全ての経費は組合の負担とする。

3. 冷暖房料

冷房器具として、クーラーを使用する場合、その期間は概ね7月中旬から9月中旬までとし、その使用時間についても節減に努めること。

また、冬期間の暖房に当たっては、電熱器を使用しないこと。

4. 電子メール等の利用環境

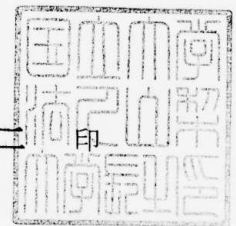
大学は、IPアドレスおよびメールアドレスをそれぞれ1つずつ組合に貸与する。

組合は、IPアドレスおよびメールアドレスを、組合員の連絡等のために利用することを目的とする。

平成16年4月1日

国立大学法人山梨大学

学長 吉田 洋二



山梨大学教職員組合

委員長

森田 秀二

